

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	災害公営住宅整備事業(北原)	事業番号	A-1-4
交付団体	福島県		事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)	
総交付対象事業費	10,102,929(千円)		全体事業費	10,021,937(千円)	
事業概要					
<p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、早期に災害公営住宅を整備する。</p> <p>【整備概要】</p> <p>整備戸数：264戸</p> <p>整備箇所：南相馬市原町区北原字前田・前谷地地内</p> <p>整備手法：建設</p> <p>建設する建物の構造：集合住宅(PC造3階建て)</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください『福島県復興計画(第2次)』</p> <p>取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】</p> <p>取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について実施中(事業間流用による経費の変更)(平成28年6月3日)</p> <p>公園及び公衆トイレを整備するため、◆A-1-4-2 公園等整備事業(北原)へ51,354千円(国費44,934千円)を流用。これにより、交付対象事業費は10,051,575千円(国費：8,795,128千円)に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成29年6月5日)</p> <p>事業費に残額が生じたため、A-1-1 災害公営住宅整備事業(広野町：下北迫)へ25,980千円(国費：22,732千円)を流用。これにより、交付対象事業費は10,025,595千円(国費：8,772,396千円)に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成29年10月12日)</p> <p>事業費に残額が生じたため、◆A-1-4-2 公園等整備事業(北原)へ3,658千円(国費3,200千円)を流用。これにより、交付対象事業費は10,021,937千円(国費：8,769,196千円)に減額。</p>					
居住制限者の避難の状況との関係					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村(現在は10市町村)に避難指示区域が設定され、9町村(現在は7町村)が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、避難者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要である。</p>					
※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	環状一号線整備事業	事業番号	F-1-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体 (直接/間接)	南相馬市 (直接)	
総交付対象事業費	203,204 (千円)		全体事業費	291,804 (千円)	
事業概要					
<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故による、避難者の居住の安定を確保するため、南相馬市上町地区に 182 戸の復興公営住宅を計画しているところであるが、復興公営住宅整備に伴い、入居者及び周辺居住者の安全確保のため、復興公営住宅構内道路から接続する市道環状一号線の拡幅整備を行う。</p> <p>【整備概要】 道路改良舗装工事：L=320m W=16.0m 整備箇所：南相馬市原町区上町一丁目地内外 測量試験費：1 式 補償費：1ヶ所 (水道施設)</p> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> <p>『福島県復興計画(第2次)』 取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】 取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法について検討中</p>					
居住制限者の避難の状況との関係					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、11市町村(現在は10市町村)に避難指示区域が設定され、9町村(現在は7町村)が役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、避難者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、早期に整備することが必要であるが、コミュニティ形成に伴う周辺交通環境の変化等、地域としての環境変化に対応していくことが同時に求められている。市道の拡幅は、交通環境を改善し安全な通行を確保すると共に、形成されるコミュニティと地域社会の良好な関係構築に資する事業である。</p> <p>※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。</p>					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	公園等整備事業 (北原)	事業番号	◆A-1-4-2
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	18,000 (千円)		全体事業費	78,168 (千円)	

事業概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故による、避難者の居住の安定を確保するため、南相馬市北原地区に 264 戸の復興公営住宅を計画しているところである。復興公営住宅において、地元住民が復興公営住宅入居者との交流イベント等を開催し、交流活動の促進を図ることを目的として、公園およびトイレを整備する。

【整備概要】

整備内容：公園 (1,714 m<sup>2</sup>)、多機能トイレ (1 箇所、車椅子利用者も利用可能なもの)

整備箇所：北原地区復興公営住宅敷地内

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

(事業間流用による経費の変更) (平成 28 年 6 月 3 日)

公園及び公衆トイレを整備するため、A-1-4 災害公営住宅整備事業 (北原) から 56,168 千円 (国費 44,934 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 18,000 千円 (国費 14,400 千円) から 74,168 千円 (国費 : 59,334 千円) に増額。

(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 10 月 12 日)

工事費を増額するため、A-1-4 災害公営住宅整備事業 (北原) から 4,000 千円 (国費 3,200 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 78,168 千円 (国費 : 62,534 千円) に増額。

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、双葉郡等の多くの住民が長期にわたる避難を余儀なくされ、県内はもとより、県外に分散して避難生活を送っており、避難者同士の交流が希薄になるなど、コミュニティの維持・形成が重要な課題となっている。

このような中で、避難者が避難生活を安心して過ごしていただくためには、災害公営住宅の整備を中心とした生活拠点における避難者のコミュニティの確保が必要である。

そのため、地元が開催する交流イベントなどにより、円滑に交流が図れるよう支援に取り組む。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-4
事業名	災害公営住宅整備事業 (北原)
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
災害公営住宅の入居者をはじめとした避難者と周辺住民の融和を図るために開催される交流イベントの際に利用する公園および公衆トイレを整備することで、交流活動の促進を図る。	

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業 (南相馬市内)	事業番号	A-2-1
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	1,171,118 (千円)		全体事業費	1,171,118 (千円)	
事業概要					
<p>原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅入居者への家賃を低廉化する。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北原団地 (北原)</li><li>・南町団地 (南町)</li><li>・上町団地 (上町)</li><li>・西町団地 (鹿島)</li><li>・牛越団地 (辻内)</li></ul> <p>※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p>					
居住制限者の避難の状況との関係					
<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。</p> <p>災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。</p>					

※避難者支援事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 29 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業 (南相馬市内)	事業番号	A-3-1
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	153,112 (千円)		全体事業費	153,112 (千円)	

事業概要

原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅等に居住する特に所得の低い避難者が円滑に災害公営住宅に移行し速やかに住宅再建できるよう、災害公営住宅の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低減する。

【対象】

- ・北原団地 (北原)
- ・南町団地 (南町)
- ・上町団地 (上町)
- ・西町団地 (鹿島)
- ・牛越団地 (辻内)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

居住制限者の避難の状況との関係

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう特に所得の低い入居者の家賃を低減する必要がある

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	